

中国環境モニタリング情報

3. 中国「生態環境法典」の正式施行

2026年3月12日に全国人民代表大会において採択され、同日、公布された「中華人民共和國生態環境法典¹⁾」は、2026年8月15日より正式に施行される。これまで中国には、環境保護分野の基本法として2015年1月1日に施行された「中国環境保護法」が存在していたが、環境保護に関連する法令や監督部署は広く散在していたため、所管分野の重複や規制抜けが長年指摘されていた。新たに導入される生態環境法典は、大気、水、土壌、固形廃棄物等に関する従来の個別の関連法を整理し、1,000以上に及ぶ環境行政規則および地方性法規を抜本的に統合するものである。本法典は全5編・1,242条から構成され、その施行の日をもって現行の環境保護法をはじめとする主要環境法令10本が廃止・統合される。

本法典の特徴として、現行の環境保護法にはなかった気候変動対策への義務や罰則を包含している点がある。具体的には、温室効果ガス削減やエネルギー効率向上をはじめ、グリーン・低炭素産業の育成、製品カーボンフットプリント、グリーン製品認証等に関する規定が盛り込まれた。

中国政府は、2030年までのカーボンピークアウトおよび2060年までのカーボンニュートラルという「二つの低炭素目標（『双炭目標』）」の達成を掲げている。本法典第4編「グリーン・低炭素発展」は、その実現に向けた産業構造調整やエネルギー転換、排出権取引等について規定しており、中国のグリーン・低炭素を重視する国家政策の法的根拠を提供するものと位置づけられる。

本稿では、2026年8月15日より正式に施行される中国生態環境法典について、既存法との関係性を整理するとともに、製品環境規制との関連を中心に、日本の機械製造業や中国向け輸出への影響を含め、注目すべき点を概説する。

図表 1. 中国環境法典の構成と主な内容

第1編:総則	基本的な方針や規定、監督管理体制(環境影響評価、監視、情報公開等)の原則を規定。
第2編:汚染防止	大気、水、土壌、海洋、騒音、光害、固体廃棄物、放射性物質、有毒化学物質、電磁放射線等の各種汚染防止基準を規定。
第3編:生態保護	自然保護区、湿地、森林、草原、砂漠、生物多様性等の保護および修復に関する基本原則を規定。
第4編:グリーン・低炭素発展	カーボンニュートラルに向けた産業構造調整、エネルギー転換、循環経済、拡大生産者責任、排出権取引等を規定。
第5編:法的責任および附則	民事責任、行政処罰、刑事責任を含む環境法典違反の責任認定と法的措置および施行日等の附則事項を規定。

1 中华人民共和国生态环境法典

https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202603/t20260313_1146496.shtml

3.1 生態環境法典の概要

(1) 制定背景および目的

中国生態環境法典は、2026年3月に全国人民代表大会で草案が採択され、同年8月15日に施行予定の環境分野における基本法であり、中国において2番目の「法典」である。本法典の制定は、単なる環境問題対応のための法体系の再編にとどまらず、中国政府の国家戦略を実現するための法的枠組みの整備を目的としている²。従来、中国の環境規制は環境保護法、大気汚染防止法、水質汚染防止法、土壤汚染防止法、固体廃棄物汚染環境防止法等の多数の個別法によって構成されていたが、それらの法律間には重複や整合性の問題が存在し、企業や行政機関にとって制度全体の把握が困難であった。そのため、これまでの分散した法体系を統合し、一つの体系的な法典として再編する必要性が高まっていた。

そもそも、中国政府は2012年11月の中国共産党全国代表大会において「美しい中国」の建設を国家発展戦略として掲げた。胡錦濤国家主席（当時）が「生態文明建設を推進し、美しい中国を建設し、中華民族の永続的發展を実現する」と述べ、それまでの経済成長中心から転換した「生態文明建設」を国家発展戦略の柱の一つに位置づけた。その後、習近平国家主席のもと、2035年までに同構想の顕著な成果を達成することが目標とされ、その中核となるのが、2030年までの温室効果ガス排出量ピークアウトと2060年までのカーボンニュートラルの「双炭（ダブルカーボン）」目標である。

本法典の特徴であり、従来の環境保護法にはなかった画期的な内容である第4編「グリーン・低炭素発展」は、従来の環境法令では十分に対応できていなかった気候変動対策、グリーン発展、低炭素経済への移行といった新たな課題に焦点を当てたものであり、循環経済、エネルギー転換、産業構造調整等を包括的に規定している。

(2) 法典の全体像

中国生態環境法典は、既存の中国環境保護法（2015年1月1日施行）の改正ではなく、環境法体系全体を再構築する総合法典として制定されたものである。全5編・1,242条から構成され、現行の中国環境保護法（全70条）と比較して圧倒的に多い条文を擁し、生態系および環境の保護、資源管理等に関する広汎な内容を規定しており、中国の環境法制を個別法の集合体から統一法典へ抜本的に転換するものといえる。

生態環境法典は「第1編・総則」、「第2編・汚染防止」、「第3編・生態保護」、「第4編・グリーン・低炭素発展」、「第5編・法的責任および附則」の5編で構成され、各編の概要は以下の通りである。

「第1編・総則」（147条からなる：以下同様）は、法典全体の総論部分であり、生態文明建設の理念、環境と公衆健康の保護、持続可能な発展原則、予防原則、汚染者負担原則、生態環境保護責任、情報公開、公衆参加、環境影響評価等を規定している。

「第2編・汚染防止」（526条）は、法典中の最大部分を占める。従来の個別の大気汚染防止法、水質汚染防止法、海洋環境保護法、土壤汚染防止法、固体廃棄物汚染環境防止法、騒音汚染防止法、放射性汚染防止法等を統合している。さらに、新たな規制として、化学物質リスク管理、電磁波汚染、光害等の新規分野の規制も導入する。

「第3編・生態保護」（264条）は、自然保護の促進に重点を置いている。主な対象は森林、草原、湿地、河川流域、海洋生態系、生物多様性、自然保護区、国家公園等となっている。

2 关于深入学习贯彻《中华人民共和国生态环境法典》的通知 生态环境部 2026年4月3日
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202604/t20260408_1148465.html

また、中国特有の自然生態系保護のために生態保護レッドライン、生態補償、生態修復の各制度を規定している。

「第4編・グリーン・低炭素発展」(114条)は、本法典が従来の環境保護法と比較して最も特筆すべき特徴である。既存法規が汚染削減を目的としていたのに対し、本法典第4編では経済活動そのものの脱炭素化に向けた方針を規定している。これにより、2030年までの温室効果ガス排出量ピークアウトと2060年までのカーボンニュートラルを目指す、いわゆる「双炭(ダブルカーボン)」目標の達成を支える法典的基盤として位置付けられている。主な内容はカーボンピークアウト、カーボンニュートラル、エネルギー転換、再生可能エネルギー利用、循環経済、クリーン生産、グリーン消費のほか拡大生産者責任を含む企業責任のあり方に関する要求も含まれる。

「第5編・法的責任および附則」(191条)は、生態環境保護規定に違反した場合の行政責任、民事責任、刑事責任の追及をはじめ、生態環境損害賠償や企業の法的責任等を規定している。

(3) 法典の地位と他法との関係

本法典は、全国人民代表大会(全人代)が制定する法律として憲法の下位に位置付けられる。また、その下位法令として国务院が策定する行政法規、地方人民代表大会などが制定する地方性法規、および国务院の各部門(生態環境部など)が制定する部門規章等が配置される。本法典草案の編纂作業に参画した全人代環境保護委員会の盧忠梅副委員長によると、本法典は中国の環境保護分野における30以上の法律、100以上の行政法規、1,000以上の地方性法規等の既存法令を統合するプロセスを通じて編纂された³。本法典は、通常法律と同様の法的効力を有し、環境分野の基本法として、総合的な理念および施策の方向性を示す役割を担うと想定されている。

中国生態環境法典の施行に伴い、現行の環境保護法、環境影響評価法、クリーン生産促進法、海洋環境保護法、大気污染防治法、水質污染防治法、土壤污染防治法、固体廃棄物環境污染防治法、騒音公害防止法、放射性物質污染防治法の計10法が同法典に統合され、法典の施行に伴い廃止される(法典第1242条)。

他方で、流域、地域、天然資源、生物多様性等の自然生態系に関わる要素や、循環経済・省エネルギー等の法制度の規範として制定された法令については、引き続き存続する。具体的には、森林法、草地法、水法、土地管理法、漁業法、湿地保護法、長江保護法、黄河保護法、黒土保護法、青海チベット高原生態保護法、海域利用管理法、島嶼保護法、深海海底地域資源探査開発法、鉱物資源法、土壤水質保全法、砂漠化防止法、循環経済推進法、エネルギー法等がこれに該当する。これらの法令は、より具体的な執行規範を定めた個別法であり、状況の変化に応じた改正が想定されるため、本法典の施行された後も引き続き維持される。

3 关于《中华人民共和国生态环境法典(草案)》的说明

<https://npcobserver.com/wp-content/uploads/2025/04/Ecological-and-Environmental-Code-Draft.pdf>

図表 2. 「中国生態環境法典」制定に伴う現行法の取扱い

本法典の施行により廃止	環境保護法、環境影響評価法、クリーン生産促進法、海洋環境保護法、大気汚染防止法、水質汚染防止法、土壤汚染防止法、固体廃棄物環境汚染防止法、騒音公害防止法、放射性物質汚染防止法
本法典の施行後も存続	森林法、草地法、水法、土地管理法、漁業法、湿地保護法、長江保護法、黄河保護法、黒土保護法、青海チベット高原生態保護法、海域利用管理法、島嶼保護法、深海海底地域資源探査開発法、鉱物資源法、土壤水質保全法、砂漠化防止法、循環経済推進法、エネルギー法、等

出所：生態環境法典（草案）制定に関する説明文書

3.2 製品環境規制の観点からの考察

今回施行される中国生態環境法典の内容について、製品環境規制の観点から押さえるべきポイントを以下に述べる。

(1) 拡大生産者責任の強化

本法典において、循環型経済発展は単なる廃棄物処理政策にとどまらず、中国政府が国家目標として掲げる「グリーン・低炭素発展」を実現するための重要な柱として位置付けられている。中国では、2008年制定の循環経済促進法により拡大生産者責任の考え方が既に導入されていたが、本法典ではこれが更に強化された。具体的な法的義務および罰則を規定することにより、単なる政策提唱の段階から一歩進んだ実効性のある一つの制度として確立されたといえる。すなわち、第978条では、電気・電子機器、自動車、鉛蓄電池、車載用電池等の製品の生産者に対し、製品廃棄物の回収・リサイクルシステムを構築し、その内容を公表する新たな義務が追加されている。これに違反した場合には、5万元以上50万元以下の罰金が科されることが明確に規定されている（第1223条）。これは、新エネルギー車や家電等の業界の製造企業にとって、製品の使用後・廃棄後の回収・リサイクルシステムの構築および関連情報の開示といった環境コンプライアンス義務が拡大することを意味する。

また、第1225条は、非分解性ビニール袋をはじめとする使い捨てプラスチック製品の製造・販売に関する禁止・制限規定を順守しない者に対し、市場監督管理部門が生産・販売の停止を命じるとともに、生産および販売された製品価格の3倍以下の罰金を科すほか、違反の情状が重い場合は営業許可を取り消す旨を規定している。

現行の固体廃棄物環境汚染防止法が主に「使用者側の責任」を定めていたのに対し、生態環境法典は「生産者側」の責任・義務および罰則を明記し、プラスチック生産者を直接の規制の対象とした点が大きな特徴である。これは、循環経済における責任を使用者やリサイクル事業者から生産者側へと拡大する規範であり、製造・販売を行う企業が、製品流通後の廃棄物回収・リサイクルについて自社の責任範囲外にあると考えることができなくなったことを意味する。したがって、プラスチック製造業においては、生産者が主体的な責任をもって環境コンプライアンス体制を整備することが不可欠となる。

(2) 化学物質汚染リスクの管理

新規化学物質管理の分野では、主に医薬品、農薬、染料、塗料、触媒、添加剤等のファインケミカル関連企業や、新規化学物質の環境管理登録申請が必要となる製造業者および輸入

業者等が対象となる。関連企業には、新規化学物質環境管理登記規則を厳格に順守し、法律に基づいてライセンスを取得した上で新規化学物質の製造・輸入を行うことが明確に求められている。第 644 条では、国が化学物質による汚染リスクの管理および制御を強化することを規定するとともに、化学物質の生産、輸入、保管、輸送、販売、使用、および廃棄については、環境汚染防止のための国務院等が定める規制に従うべきと規定している。これにより、化学物質規制の厳格化とトレーサビリティ管理の要求が一層徹底されると考えられる。

従来、通称「中国 REACH」と呼ばれる「新規化学物質環境管理登記弁法」は、行政規則である「弁法」に位置付けられていた。しかし、今回の法典統合により、国家の法律としての効力を持つこととなった。これにより、新規化学物質の事前登録制度および既存化学物質の管理が強化されるとともに、違反に対する罰則も法典内で直接規定されることとなった。

例えば、新規化学物質の登録申請を行わずに製造または輸入を行う、あるいは未登録の化学物質を加工・使用した場合、従来の「新規化学物質環境管理登記弁法（第 12 号令）」では 1 万元以上 3 万元以下の罰金であったが（第 49 条）、本法典では 20 万元以上 100 万元以下の罰金に引き上げられ、さらに是正を拒否した場合には 100 万元以上 200 万元以下の罰金が科される（第 1207 条）など、厳格化が図られている。

また、「中国 RoHS」と呼ばれる「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」は従来、その上位法である「固体廃棄物環境汚染防止法」等を根拠とする行政法規であったが、同法の廃止に伴い生態環境法典に統合されることにより、同法はその実施基準を補完する細則として位置付けられることになる。従来、中国 RoHS 制度は EU の RoHS 指令との整合を図る形で導入されてきた。しかし今後は、生態環境法典の施行に伴い、製品中の有害化学物質に対する規制基準の厳格化や代替物質への移行要求が、中国の国情に即した形で従来以上に強化される可能性がある。

(3) グリーン・低炭素発展の推進

法典第 4 編「グリーン・低炭素発展」は、クリーン生産促進法、循環経済推進法、エネルギー法、省エネ法、再生可能エネルギー法等を統合したものである。ここには、気候変動への積極的な対応に関する国民および企業の義務等、従来は政策レベルにあった規范文書の内容を法規範として明文化している。これは、中国の生態文明建設および「双炭目標」の達成を法制度面から支える国家規範と言える。

第 4 編「グリーン・低炭素発展」における、製品環境規制に関連する内容は以下のとおりである。

① グリーン低炭素製品ラベル認証

第 948 条は、国務院関係部門および地方政府がグリーン低炭素製品の標準化に向けた認証基準体系を整備し、ラベル表示情報の活用を促進する措置を講じることを規定している。特に、地方政府の公的機関が率先してグリーン低炭素製品の普及を先導することが求められており、政府調達制度においてグリーン低炭素製品の優先購買が一層進む可能性がある。また、県レベル以上の地方政府には、グリーン低炭素製品の普及を促進するため、消費者の買い替えを支援するための効果的な措置を講じることも求められている。

② カーボンフットプリント認証

第 1036 条は、製品のライフサイクルにおける二酸化炭素排出量を算定し、認証評価に基づく情報開示を行うカーボンフットプリント制度の確立を規定している。今後、製品レベルでの新たな環境規制として、グリーン低炭素製品認証の取得やカーボンフットプリント情報

の開示が広く求められる見込みである。上述のグリーン低炭素認証製品が省エネ、省資源、化学物質安全性、廃棄物削減等の多面的な環境性能を総合して評価するのに対し、カーボンフットプリント認証は製品のライフサイクルにおける二酸化炭素排出量に特化した評価であるという違いがある。なお、製品カーボンフットプリントの算定および可視化は、EUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）への対応としても重要性が高い。

③省エネ、節水ラベル認証

第131条は、国および地方政府の公的機関に対し、生態環境の保護に資する省エネ・節水製品の優先購入・使用を義務づけている。中国には既にエネルギー効率ラベルや節水ラベル等の製品認証ラベル制度が存在し、これらは政府調達において優先購買の対象となる政府購買リストに掲載されるための要件となっている。本法典の施行後もこれらを将来的にグリーン低炭素製品の認証標準およびラベルの体系に統合する方向性にあると考えられる。

(4) 電磁放射線および光害の防止

生態環境法典は、第2編「污染防治」において、電磁放射線および光害を新たな環境リスクとして位置付け、その予防および管理に関して規定した。その概要は以下のとおりである。

①電磁放射線

5G通信基地局や超高圧送電線、放送通信施設等の急速な増加を背景に、電磁放射線に関する規制が生態環境法典に盛り込まれた。規制の対象となるのは、移動通信基地局、ラジオ・テレビの送信所、レーダーシステム、高圧送電線および変電所、産業用高周波機器等を有する電磁放射線施設を運営する企業である。電磁放射施設はその種類に応じて運営許可が必要とされ、規制に従った運用がされない場合、または基準値を超える放射が確認された場合には、汚染排出許可制度に基づき罰則が適用される（第662条）。なお、本法典には具体的な許容値や測定方法等に関する規定はなく、これらは中国国家標準（GB）や関連する行政規則により定められる。生態環境法典は、これらの規定の根拠となる上位の基本法として機能する。

電磁放射の制限値を超える違法製品については、その製品を生産、輸入または販売した企業に対し、地方政府の環境保護監督部門が是正措置を命じるとともに、不当利益の没収および製品価格の5倍以下の罰金が科される（第1209条）。製品環境規制に対する責任は、生産企業にとどまらず、輸入や国内販売を行う主体を含む製品サプライチェーン全体に拡大して適用されている点が特徴である。そのため、当該製品を使用するユーザー企業の立場においても、調達・使用する製品が電磁放射制限基準に適合していることを確認するための受入検査体制を構築する必要がある。

②光害

光害規制の対象は、主に屋外広告の運営会社、都市照明管理会社、大型商業施設運営会社、スポーツ会場運営会社等である。これらの事業者に対し、広告スクリーン、看板、道路照明、スタジアム照明、夜間工事照明等を設置または使用する企業等に対しては、光害を防止および軽減するための効果的な措置を講じるとともに、照明設備が他者の通常の生活や交通を妨げないようにすることを義務づけている（第1211条）。

近年、中国の大都市においては、高層ビルのガラス外壁からの反射光が社会問題となっている。光害に起因する行政処分や民事紛争を回避するため、関連企業には、照明設備の総合的な評価を行い、光源の角度、明るさ、稼働時間を最適化するとともに、周辺住民からの苦情に十分配慮し、適切に対応することが推奨される。

また、法典第669条は、国土空間計画および各種開発計画の策定に当たり、都市開発や建

設プロジェクトによって生じ得る光害の影響を十分に考慮することを定めている。そのうえで、土地利用および建設設計を合理的に行うことで、光害を予防および軽減しなければならないと定めている。なお、本法典には具体的な照度基準や照明規制等の詳細は規定されておらず、中国国家標準（GB）や地方の照明管理規則によって定められる。これらの個別規則と本法典との関係は、前述の電磁放射線規制と同様に、本法典が上位の根拠法として位置づけられるものである。

(5) 罰則の強化

生態環境法典は、その立法趣旨である生態環境の保護およびグリーン・低炭素開発の促進を通じて、「生態文明」と「美しい中国」を総合的に推進することを目的としている。この目的の達成に向け、第5編「法律責任および附則」の起草に当たっては、違反行為に対して高度の厳罰規定を設けることを基本方針として編纂された⁴。

本法典における罰則規定の第一の特徴は、従来、多くの環境関連法規に分散していた責任規定および罰則を包括的に統合した点にある。

本法典は、環境違反に対して行政責任、民事責任、刑事責任を相互に独立して追及し得る三位一体方式の考え方を採用している。例えば、企業が重大な環境汚染を引き起こした場合には、行政機関による罰金や操業停止、被害者に対する損害賠償、さらには刑法上の犯罪責任を同時に負う可能性がある。また、行政責任または刑事責任を負った場合であっても、民事上の責任が免除されることはない。

さらに本法典は生態系への損害に関して、生態系それ自体が法により保護すべき価値として重視しており、河川の生態系や湿地の破壊、生物多様性の毀損等について、単なる罰金にとどまらず、原状回復や生態修復に要する費用負担を伴う責任が明確に規定されている（第1065条）。加えて、環境汚染や生態破壊による損害に係る民事賠償責任は原則として無過失責任とされており、被害者は事業者の故意または過失を立証する義務がない一方で、事業者側が免責事由を証明しなければならない。したがって、加害者として想定される事業者の責任は極めて重い制度設計となっている。

また、本法典の罰則規定のもう一つの特徴として、処罰対象となる違反行為が、従来の環境汚染や生態系破壊に限定されず、グリーン・低炭素関連義務の不履行にも及び、総合的な罰則体系が構築されている点も注目される⁵。

具体的には、温室効果ガス排出削減に関する管理要求に基づき割り当てられた排出上限や削減義務を順守しなかった場合等、低炭素発展に関する義務違反についても、法的責任の追及対象となることが明確化されている。例えば、法典第1226条では、中国国内の温室効果ガス排出量取引制度の対象企業が法律の規定に違反し、統計会計データを含む年次排出報告書を提出しない場合には、主管する生態環境部門が是正を命じるとともに、5万元以上50万元以下の罰金を科すと規定している。また、所定の期限内に実排出量に見合う排出枠（クレジット）を全量履行（生産）できない場合には、期限内の是正を命じた上で100万元以上500万元以下の罰金を科すとされている。

4 <https://www.zhonglun.com/research/articles/55806.html>

《生态环境法典》要点解读之企业合规篇 中伦律师事务所

5 https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202604/t20260408_1148465.html

关于深入学习贯彻《中华人民共和国生态环境法典》的通知 生态环境部 2026年4月3日

3.3 日本企業への対応策の提言

2026年8月15日に施行される中国生態環境法典は、特に第4編「グリーン・低炭素発展」において中国政府の国家政策の方向性を色濃く反映している。これは、中国市場が、従来の「安価で高性能な製品」を重視する市場から、「環境性能・低炭素性能・循環性」を備えた製品を優遇する市場へと制度的に転換しつつあることを示している。

現在、中国政府は製品カーボンフットプリント(CFP)制度の整備を急速に進めており、今後は電池、EV関連製品、電子機器、化学製品、鉄鋼、アルミニウム等が本制度の優先的な対象分野となる見込みである。このため、中国市場へ製品を輸出する日本企業においても、将来的に中国向け製品のCFPデータの提出が商取引上の必須条件として求められる可能性がある。

また、製品環境規制の観点では、グリーン製品認証、省エネ性能、循環設計性能、有害化学物質管理の順守等が、中国市場における競争力や取引条件に大きく影響する可能性が高い。日本企業においては、国内市場向けと同等以上の水準で、中国市場に対して環境データを説明・開示できる体制を整備しておくことが重要になると考えられる。

有害化学物質管理については、中国では従来から中国 RoHS 等の制度が存在するが、今般の生態環境法典の施行により新規化学物質管理や有毒化学物質による汚染リスク管理が一層強化されている。このため、電気・電子製品およびその部品等を中国向けに輸出する企業においては、含有化学物質情報の管理体制のさらなる強化が求められる。

中国で事業を展開する日本企業にとって、本法典の施行は単なる法体系の整理ではなく、環境コンプライアンスの実質的な強化として捉える必要がある。日本企業への影響の本質は、単なる環境規制の厳格化そのものにとどまらず、サプライチェーン全体を巻き込んだ「環境責任の可視化」と「法的強制力の強化」にある。とりわけ、中国に製造拠点や調達先を有する企業ほど影響は大きく、今後は品質やコストに加え、環境コンプライアンスの徹底が中国事業を継続する上での最重要な（あるいは不可欠な）前提条件になると考えられる。

以上